

崇城大学生物生命学部 履修規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、生物生命学部の履修に関する細部について定めることを目的とする。

(単位の修得)

- 第 2 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等に合格しなければならない。
- 2 不合格となった授業科目の単位を修得するためには、再履修しなければならない。

(履修の申請)

- 第 3 条 履修の申請は、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムに登録することにより行う。
- 2 正当な理由がなく、所定期間内に履修登録を行なわない者は、履修を許可しない。
- 3 履修登録システムでの登録完了をもって受講を許可するものとするが、受講者多数の場合には、制限することがある。

(履修の制限)

- 第 4 条 履修は学則別表 I に基づいて作成された「授業時間割」により、年次毎に履修するものとし、次の制限に従わなければならない。
- (1) 1 年間に履修できる単位数は原則として 46 単位までとする。ただし、前年度 1 年間の G P A が 3.5 以上の場合、年間 4 単位（前期後期各 2 単位）分を履修登録上限単位数から緩和することができる。
- (2) 上級年次に開講される授業科目を履修することはできない。ただし、所属学科の承認を受け、かつ、授業科目担当の教員が許可した場合は履修することができる。
- (3) 同一時限に重複して 2 授業科目を履修することはできない。
- (4) 既に履修し、単位を付与された授業科目について再履修することはできない。

(他学部開講科目の履修)

第4条の2 生物生命学部が開講されない工学部・芸術学部・情報学部・薬学部の専門教育課程の授業科目を10単位まで履修することができる。これによって修得した単位は専門選択科目(選択必修科目を除く)の卒業要件単位数に加算する。ただし、上級年次が開講される授業科目は履修できない。

2 共通教育課程の授業科目を再履修する場合には工学部・情報学部で履修することができる。

3 前2項により他学部の授業科目を履修しようとする者は、授業科目担当者の許可を得なければならない。

ただし、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、受講人数を制限することがある。

(その他)

第4条の3 英語・日本語基礎教育分野の日本語教育科目は、学則第36条に定める外国人留学生(および帰国子女)に限り履修することができるものとする。

(履修の優先順位)

第5条 必修科目を指定の年次に修得できなかった場合は、その科目を他に優先して再履修しなければならない。

(欠 講)

第6条 選択科目は、状況によっては開講しないことがある。また、開講した科目でも履修者数によって開講を中止することがある。

(出 席)

第7条 履修の申請をした授業科目には、全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないようにしなければならない。

(欠 席)

第8条 授業に欠席した場合または欠席する場合は、欠席届を教務課に提出しなければならない。

病気等により、欠席が1週間以上に及ぶ時は医師の診断書等を添付しなければならない。

第 9 条 削除

(単位認定)

第 9 条の 2 履修の登録をしている科目の出席日数が授業回数の 3 分の 2 以上である者を対象に、試験、小テスト、レポート、成果発表、作品などを用いて多面的に評価し、成績をつける。

2 学生証を携帯していない者および 20 分以上遅刻した者については、試験および小テストの受験を認めない。

3 病気、忌引、交通事故、その他止むを得ない理由により試験（第 4 項以下に定める再評価のための試験を含む。）を受験できなかった者が、細則に定める方法で教務課に申し出て、妥当と認められた場合、受験できなかった試験についての追試験を受けることができる。

4 評価の得点が配点の 6 割に満たなかったものの、少なくとも配点の 3 割以上を得点した者を対象に、再評価を行うことがある。

5 再評価を受ける場合は、所定の手続きを経て再評価料を納めなければならない。

6 再評価の結果及第点に達したと判断した場合の得点は、配点の 6 割とする。

7 各科目において再評価を行うか否か、再評価を行う場合の方法についてはシラバスに記載する。

第 10 条 削除

(不正行為)

第 11 条 受験に際し不正行為を行った者は、不正行為を行った時点で開講中の全授業科目の単位を付与しない。

(成績の発表)

第 12 条 試験の結果は、掲示する。

(進級要件)

第 12 条の 2 生物生命学科において進級に際し要件を設ける。要件については別表 I のとおりとする。

(留年者の履修)

第 1 2 条の 3 2 年次に進級できなかった者に対しては、次年度の学則
別表 I (授業科目) ならびに進級要件と卒業要件が適用される。

第 1 3 条 削除

(卒業要件)

第 1 4 条 卒業するためには本学に 4 年以上在学し、必修科目の単位
を含めて 1 2 4 単位以上を修得しなければならない。
ただし、1 2 4 単位の中には、次の単位を含んでいること。

授業科目の区分		単位数
共通教育課程	初年次教育	7 単位
	アントレプレナーシップ・キャリア教育	1 単位
	リベラルアーツ・データサイエンス教育	1 2 単位
	数理基礎教育	5 単位
	英語・日本語教育	6 単位
	全共通教育	8 単位
専門教育課程	専門必修科目	5 7 単位 (生物機能科学コース) 6 2 単位 (応用生命科学コース)
	全専門科目	1 3 単位 (生物機能科学コース) 8 単位 (応用生命科学コース)
全教育課程 (共通教育課程・専門教育課程)		1 5 単位

附 則

1. この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度入学生から適用する。
4. この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

6. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改定については、平成 29 年 4 月 1 日に在籍するすべての学生に適用する。
10. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
11. この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
13. この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
14. この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
15. この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I

生物生命学科の進級要件

1 年次 → 2 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、1 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。^{注 1)}

- (1) 1 年次に開講される科目を履修し、卒業に必要な総修得単位数が 20 単位以上であること。
- (2) 1 年次から 2 年次への進級時に GPA 値が 1.0 以上であること。ただし、留年生については別途検討する。

2 年次 → 3 年次

進級するためには、2 年次に開講される科目を履修し、2 年次後期終了時までの卒業に必要な総修得単位数が 60 単位以上でなければならない。^{注 2)}

3 年次 → 4 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、3 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 3 年次に開講される科目を履修し、卒業に必要な総修得単位数が 104 単位以上であること。
- (2) 専門教育課程の実験科目の単位をすべて修得していること。

注 1) 転学科希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合は、進級要件を満たすものと同等の基礎学力があるかを学部教授会にて個別に審査し、2 年次への受け入れ可否を決定する。

注 2) 転学科や 3 年次編入希望者に対し、一定の単位数を一括認定する場合は、進級要件を満たすものと同等の基礎学力があるかを学部教授会にて個別に審査し、3 年次への受け入れ可否を決定する。

※ここでいう総修得単位数とは、卒業要件に該当する修得単位数のことを示す。